

介護保険施設等の整備承認案件に係る整備状況について

承認年月日：平成 23 年 2 月 10 日

(平成 22 年度第 2 回東三河北部圏域保健医療福祉推進会議)

整備計画施設種別：混合型特定施設入居者生活介護（※適合高齢者専用賃貸住宅）

※高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律により「サービス付き高齢者向け住宅」に制度改正。

施設名：ケアホーム虹の森

所在地：新城市川田字本宮道 8 番 2 9

定 員：52 名（全個室）

（サービス付き高齢者向け住宅として
平成 24 年 1 月 28 日開所）



○高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正によるサービス付き高齢者向け住宅
平成 24 年 1 月 25 日登録

○介護保険法による特定施設入居者生活介護事業所及び介護予防特定施設生活介護事業所
平成 24 年 3 月 1 日指定（予定）

用語説明

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律

公 布 平成 23 年 7 月 29 日

施行日 平成 23 年 10 月 20 日

高齢者が安心して住める住まいとして、①バリアフリー化、②状況把握サービス・生活相談サービスの提供、③契約解除時の前払金の不返還等の問題への対応が図られた高齢者向けの賃貸住宅及び居住の用に供する専用部分を有する有料老人ホーム。

混合型特定施設 介護専用型特定施設以外の特定施設。

要介護者に加えて **要支援者や自立も対象**とする。

「特定施設入居者生活介護」と「介護予防特定施設入居者生活介護」の 2 つの指定を受けています。

介護専用型特定施設 入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られる特定施設。

(厚生労働省令)

第十七条の六 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 入居の際要介護者であったものであって、現に要介護者でないもの
- 二 入居者である要介護者（前号に該当する者を含む。次号において同じ。）の三親等以内の親族
- 三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると当該施設の所在地を管轄する都道府県知事が認める者